

令和7年度

現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援
(フィリピン)

【 募集要項 】

令和7年5月

東京都産業労働局

(運営受託事業者 日本コンベンションサービス株式会社)

1 事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、高齢化社会の到来等を背景に成長が見込まれる医療機器産業に、都内の中小企業（医療機器製造販売企業、ものづくり企業等。以下「ものづくり中小企業等」といいます。）が有する優れた技術を活かして参入することを支援する事業を平成27年度から実施してきました。さらに海外に目を向けると、ASEAN等新興国は経済発展と人口増加に伴い日本国内や欧米諸国を上回る市場の拡大が予測されています。

都内のものづくり中小企業等の医療機器産業へのさらなる参入を促進するためには、これらの地域への展開を支援することが有効ですが、医療機器に求められるニーズは、医療関係者の教育・技術レベル、生活習慣・風習、医療保険、インフラの整備状況等の単独又は複合の要因により国ごとに大きく異なります。

そこで、都内のものづくり中小企業等がこれらの国を実際に訪問し、現地の医療関係者の真のニーズを把握し医療機器開発に活かすとともに、市場攻略等のためのネットワークづくりを行うことを目的に本事業を実施します。

このたび、令和7年度の訪問予定先であるフィリピンの市場開拓を検討する事業者を募集します。

2 事業内容等

(1) 事業名称

現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

Supporting business plan of Medical Equipment Development
for Overseas based on local needs（略称 SMEDO）

(2) 事業内容

国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）の協力のもと、フィリピン共和国のマニラ首都圏及びその周辺地域に所在する基幹病院や地域医療機関などの臨床現場視察や、医療機器に関係する業界団体、医療関連教育機関及び企業等との情報交換等を行います。

また、事業化推進コーディネーターを配置し、現地関係機関との継続的な関係構築や東京都医工連携HUB機構等との連携による支援を行います。



自社製品及び技術等に関する商談はプログラム内容には含まれません。

上記に加え、事業化推進コーディネーターを配置し、現地関係機関との継続的な関係構築等を支援します。

ア 訪問先

フィリピン共和国 マニラ首都圏及びその周辺地域

イ 事前勉強会

国内で入手可能な現地の統計データ等の情報収集や、現地の医療事情に通じている有識者等からの講義、参加企業が訪問先で自社の情報を効果的に周知する方法に関する講義により、効果的な訪問に向けた課題設定等、訪問目的を明確にします。

ウ 現地訪問

実際に現地の臨床現場視察を行い、医療関係者との意見交換を行うとともに、現地の医療関係者及び医療機器に関係する業界団体、医療関連教育機関及び企業等とのネットワークづくりを行います。

エ 事後勉強会

ワークショップを通じ、医療製品の国際展開のステップを学びます。また、このワークショップで得た学びを活かし、各参加者が事前に調査した内容と現地訪問で検証した内容等をまとめ、発表を行います。その内容にもとづく現地ニーズや事業化の可能性について、J I H S 関係者や専門家を交えたディスカッション等を通じた事業化計画のブラッシュアップを行います。

オ 成果報告会

現地訪問を踏まえた事業活動内容について広く都内企業等に発信することで、都内医療機器の産業の活性化及び新興国等への参入可能性等について他の企業との情報共有を行うとともに、事業化に向けた関連企業等とのネットワークづくりを行います。

3 費用負担等

(1) 都による費用負担が行われるもの

ア 現地訪問前及び訪問後の勉強会開催費用

イ 渡航費及び現地交通費

ウ 現地宿泊費（4泊）

エ 現地引率者、通訳者に関する費用

オ コーディネーターによる支援に関する費用

(2) 参加者による費用負担が必要となるもの

上記以外の全ての費用（日本国内の交通費、海外旅行保険、PCR 検査が必要になった場合の費用、現地飲食費 等）

4 申請資格

以下の(1)～(5)の全てを満たす者

(1) 東京都医工連携HUB機構の会員であること。

※ (公財) 東京都中小企業振興公社の医療機器産業参入促進支援事業会員を含みます。

※ なお、東京都医工連携HUB機構の会員でない方は、以下のホームページから会員登録が可能です。

<https://ikou-hub.tokyo/contents/regist/>

(2) 都内に本店又は支店を有する中小企業(※1)(以下の表に該当する者)であること。

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※1 「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項規定の「中小企業者の範囲」に該当する会社及び個人(スタートアップやベンチャー企業を含む)を言います。

(3) 医療機器(開発若しくは製造、販売に携わっている医療機器製造販売企業又はものづくり企業(ソフトウェア、情報処理サービス業を含む)等で、フィリピンの医療機器市場への参入又は事業拡大を検討していること。

(4) 実質的(※2)に都内で事業を行っている者で、登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)又は都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもの)により都内所在地等が確認できること。

※2 実質的に都内で事業が営まれていることとは、単に登記があり、都税事務所に届け出がされているだけでなく、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が実質的に営まれていることを指します。

(5) 次のアからウまでの全てを満たすこと。

ア 事業税等を滞納していないこと。

イ 国、地方公共団体、区市町村、又はそれらが設立した外郭団体等に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

ウ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状

況が存在していないこと。

エ 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。

オ 事業の実施に当たり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

カ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、社会通念上適切ではないと判断されるものではないこと。

キ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など都の支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

ク その他、都の支援先として適切ではないと判断するものではないこと。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|------------|-----------------------|
| ○ 申請書類受付 | 令和7年5月29日（木）～7月11日（金） |
| ○ 書類審査 | 令和7年7月下旬 |
| ○ 書類審査結果通知 | 令和7年8月中旬 |
| ○ 面接審査 | 令和7年8月28日（木）（予定） |
| ○ 採択可否の通知 | 令和7年9月上旬 |
| ○ 事前勉強会の開始 | 令和7年10月中旬 |

6 申請方法

(1) 申請期間

令和7年5月29日（木）～7月11日（金）

(2) 申請様式の入手方法

「現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援 申請書」を本事業の下記ホームページからダウンロードの上、作成してください。

<https://smedo.metro.tokyo.lg.jp/>

(3) 申請書類の提出方法

上記(2)の申請様式に必要事項を記入いただき、PDFファイルの形式にて本事業のホームページよりアップロードしてください。

(4) 申請書類の作成及び提出における注意事項

申請書類を作成・提出する際の注意事項は以下のとおりです。

ア 指定の箇所に代表者印を押印してください。

イ PDFファイルの名前には申請者の商号・屋号を以下の例にならって、記載して

ください。

例) 申請様式〇〇株式会社.pdf

- ウ 書類審査通過者は、申請書の原本を提出してください（下記「(5) 追加提出書類」に含みます。
- エ 申請書類の返却は行いません。
- オ 提出書類の控えについては、申請する事業者ご自身にて保管願います。
- カ 期限内に提出が完了していない場合は申請を受理できません（追加提出資料含む）。
- キ 申請期間終了後は提出いただいた書類の差し替え等には応じられません。
- ク 申請書類に不備がある場合、再提出・追加提出をお願いする場合があります。
- ケ 申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- コ 後日、申請者宛に都及び関係団体が実施する事業の広報及びアンケート等を行うことがあります。

(5) 追加提出書類（書類審査通過者に限ります。）

書類審査の通過者は、事務局より別途ご案内する指定期日までに「別紙1 追加提出書類一覧」（本募集要項の下部に付属）に掲載する書類を提出してください。

7 審査

(1) 審査方法

申請書類に基づいて一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を行います。二次審査対象者には、別紙1に掲載する追加提出書類を指定期日までに提出いただきます。なお、追加提出書類の提出については事務局より別途ご案内しますが、指定期日までに提出が無い場合は資格喪失となりますためご注意ください。

(2) 面接審査（予定）

ア 実施日（予定）

令和7年8月28日(木)予定

イ 場所

国立健康危機管理研究機構 会議室（東京都新宿区戸山 1-21-1）

ウ 注意事項

- (7) 原則として、面接審査には海外事業の全体を把握している方及び本事業に参加する方がご出席ください（外部コンサルタントの方等の参加はご遠慮ください。）。
- (4) 審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。

(3) 審査の視点

	審査項目	審査の視点
1	技術及びノウハウ	申請企業は、医療機器開発・製造等の実績があるか。実績を有していない場合は、申請企業が保有する技術やノウハウが、事業の目的を達成するために有効であるか。
2	事業への取組姿勢	- 参加者は、申請企業内において海外展開事業を中心的に推進する人物か。 - 参加者は、全プログラムに指定の参加形式(オンラインもしくは現地)で参加可能か、また企業として参加者を送り出すための業務上の配慮等を期待できるか。 - 医療機器開発等を通じた海外展開の社内体制等が構築される見込みがあるか(生産、委託、薬事、貿易など)。
3	事業との適合性及び 都内経済への波及効果	- 医療機器に関する具体的な海外展開の計画があるか。 - 現地訪問による成果を活かした海外展開が見込めるか。 - 当該企業の海外展開により、都内経済への波及効果が見込めるか。
4	現地における医療機器 等の臨床的意義	申請企業の取り扱っている医療機器又は保有する技術やノウハウがASEAN等新興国の医療機関において既に表面化しているニーズに合致しているか。
5	支援の必要性及び 事業の継続性	- 医工連携事業など都が実施する支援メニューの積極的な利用等があるか。 - 申請企業の事業継続について財務上の大きな課題等はないか。

8 その他の注意事項等

- ア 採択事業者は、申請書及び成果報告書に記載する企業名、代表者名、住所、連絡先、業務内容などについて、都が作成するホームページ、パンフレット等に記載することを同意したものとします。
- イ 渡航者のパスポートは指定期日までにご自身で取得し提示いただきます。
- ウ 現地の訪問先機関・団体に（イ）のパスポート情報及び申請書に記載いただいた内容から情報を提供します。
- エ 採択決定後の取消しは、やむを得ない事情による場合以外認められません。また、取消しが認められた場合でも、渡航費用や宿泊費用を負担いただくことがあります。全てのプログラムの内容や実施方法等が変更となった場合であっても、やむを得ない理由がない限り取消しはできません。
- オ 現地情勢等、諸般の事情の変化により、都及びJ I H Sと協議の上、本事業の実施方法は変更となる可能性があります。予めご了承ください。
- カ 現地での病気や事故を補償する損害保険には参加者自ら必ず加入してください（海外の医療費は多額の費用がかかります。）。
- キ 本事業の利用に際して被った盗難、紛失、事故などのあらゆる損失又は損害に関する個別の保障はいたしません。
- ク 現地までの往復に利用する航空路線の搭乗便、宿泊施設等については、都が指定したものを利用いただきます。原則として個別の要望は受け付けません。
- ケ 国内の交通費については、採択事業者自身でご負担いただきます。
- コ 活動成果については、都内企業等に広く共有するために、成果報告会、ホームページ、冊子等で公開します。ただし、企業の秘密事項等は除きます。また、全てのプログラムにおいて、記録として写真を撮影し、ホームページ、冊子等に掲載する可能性があります。
- サ 採択決定後、偽りその他不正が発覚した場合、「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者に該当するに至った場合、その他都の支援先として適切ではないと判断された場合には、決定を取り消すことがあります。
- シ 事業利用年度の翌年度から3年間、成果報告のアンケート等に協力いただきます。

9 問合せ先

現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援（SMEDO）事務局
（運営受託事業者） 日本コンベンションサービス株式会社
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2
大同生命霞が関ビル 18 階
電話：03-3500-5932（直通） E メール：smedo@ikou-hub.tokyo

別紙 1 追加提出書類一覧（書類審査通過者のみ）

1 法人の場合（正・副 1 部ずつご用意ください。）

	書類の名称	備考
1	現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援 申請書【原本】	ホームページよりアップロードした申請書の原本
2	定款・寄付行為又はこれらに類するもの	最新のもの
3	法人税及び地方法人税の確定申告書等の写し（直近 2 期分）（※ 1）	税務署の受付印押なつ又は電子申告の受付通知（メール詳細）のあるもの 別表 1 ～16、決算報告書（損益計算書・貸借対照表等）、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書を含むこと
4	納税証明書 (1) 法人事業税納税証明書（都税事務所発行） (2) 法人都民税納税証明書（都税事務所発行）	最新のもの 事業所が都外に所在している場合、本店所在地の(2)に相当する法人道府県民税納税証明書
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	書類提出日時時点で発行後 <u>3 か月以内</u> のもの
6	法人等の概要（組織、沿革その他事業の概要）を記載した書類	最新のもの

2 個人事業者の場合（正・副 1 部ずつご用意ください）

1 から 6 までについては、法人の場合と共通の書類をご用意ください。

	書類の名称		備考
7	所得税の確定申告時に提出した収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む。）の写し（直近 2 期分）（※ 1）		税務署の受付印押なつ又は電子申告の受付通知（メール詳細）のあるもの
8	課税	(1) 個人事業税納税証明書 (2) 代表者の住民税納税証明書	(1) 都税事務所発行（原本） (2) 区市町村発行（原本）
	非課税	(1) 代表者の所得税納税証明書（その 3） (2) 代表者の住民税非課税証明書	(1) 税務署発行（原本） (2) 区市町村発行（原本）
9	個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※ 2）		税務署の受付印のあるもの

※ 1 事業開始 2 年未満の事業者の場合、以下の (1) 及び (2) を提出

(1) 以下のア又はイのいずれか

ア 直近 1 期分の法人税及び地方法人税の確定申告書等の写し

イ 所得税の確定申告時に提出した収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む。）の写し

(2) 前々年度の代表者の「源泉徴収票（写し）」又は「住民税課税証明書（原本）」

※ 2 開業届の写し等に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りして提出してください。記載された書類は受領できませんので、注意してください。